11月中の県内全域取締日

~埼玉県警察•交通指導課~

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

実施日	実施重点	
	昼間	夜間
11月10日(月)	【自転車及び小型モビリティ による違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止の ため取締りを強化します。また、電動のキックボー ドやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対 する法令の周知及び取締りを強化します。	
11月18日(火)	【自転車及び小型モビリティ による違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止の ため取締りを強化します。また、電動のキックボー ドやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対 する法令の周知及び取締りを強化します。	
11月26日(水)	【速度違反】 速度違反は、交通事故の際の衝撃を増大させ、重 傷事故や死亡事故等の重大な結果を招く危険性が高 いため、速度違反取締りを強化します。	【飲酒運転】 飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。

- 〇 自転車の交通死亡事故が多発傾向にあります。自転車の運転中はヘルメットをかぶり、信号や一時停止等の交通ルールを守って 運転してください。
- 〇 令和7年上半期における<u>交差点(付近を含む。)</u>における交通死亡事故は、全体の約65%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両(自転車を含む)等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外においても、各種交通指導取締りを実施しています。
- 〇 道路交通法第65条第1項により、車両の飲酒運転は禁止されています。自転車も車両であるため、飲酒運転はしないでください。 なお、自転車の酒気帯び運転及び幇助行為(車両等提供、酒類提供、同乗)は、改正道路交通法により、罰則が適用されます。

※小型モビリティとは

小型モビリティとは「バッテリーを使って動く乗り物のうち、軽量でコンパクトな乗り物」全般を指します。 主に取締強化対象となる車両については、いわゆる「電動キックボード」や「ペダル付き電動バイク」等となります。



